

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の
取扱い等について」の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和 4 年 7 月 27 日から令和 4 年 8 月 26 日まで、「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和 2 年 9 月 10 日付け国自安第 79 号、国自旅第 201 号、国自貨第 37 号）の一部改正についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、6 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりと
りまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、
今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協
力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和 4 年 7 月 27 日（水）～令和 4 年 8 月 26 日（金） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、F A X 及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 6 件

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課

電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41323、41333）

直通：03-5253-8575

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>本通達に係る許可の取扱いを恒常的な制度としていただきたい。</p>	<p>食料・飲料の運送については、本通達に基づく制度を開始して以降、地域公共交通という重要な役割を担うタクシー事業者の本業であるタクシー事業への影響という観点から、また、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性、法令遵守の観点からも、問題が生じていないことが確認できたところです。</p> <p>今後は、ニーズを見極めつつ、事業の安全管理の状況等を確認するため、実施状況について検討を加えるとともに、必要がある場合には、その結果に応じて運用の見直し等必要な措置を講ずる予定です。</p>
<p>本通達の制定前に講じられていた、道路運送法第78条第3号に基づく措置に戻していただきたい。</p>	<p>事業として、有償で貨物運送を行う場合には、利用者利便や安全性の確保のため、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物運送中の事故の賠償能力の確保など、所要の体制整備を求めるとともに、運送品の安全管理などについて不適切な事業者に対して行政処分等を行うなど、取締りの徹底を図る必要がありますが、タクシーによる食料・飲料の運送においても、同様にその必要性が認められるため、基本的にこれらの規制に服して頂く必要があると考えています。</p> <p>他方、本通達に基づく制度では、旅客運送を本業としているタクシー事業者が、あくまで食料・飲料に限って貨物運送を行うことができるようにするものにとどまるため、事業参入にあたり必要な資金計画等の要件については、実態に応じて柔軟に審査を行うこととしており、本案による改正後においても変わることはございません。</p>